

# 北広島町社会福祉協議会 長期計画

10カ年プラン（平成25年度～34年度）

平成25年3月

社会福祉法人 北広島町社会福祉協議会

## はじめに

国の社会保障費は毎年大きな自然増が見込まれていますが、団塊の世代がまもなく65歳に達し、社会保障にかかる経費は、さらに急激に増加することが予想されます。

このため国は、持続可能な社会保障制度とするため「水準や範囲の見直しにあわせて負担増を求める」など社会保障をめぐる環境は大変厳しくなっています。

このような中で、行政はそれぞれの地域で安心して暮らせるよう「在宅重視・地域福祉志向」を目指すことが明確になってきました。

しかしながら、福祉ニーズは多様化し行政が行う画一的なサービスでは限度があり、加えて、財源も非常に厳しいため、行政が主体であった福祉から「住民と行政の協働による新たな支え合いによる福祉」が求められることとなりました。

北広島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）としては、このような「新しい地域福祉」を進めるため地域住民が支えあう環境づくりを積極的に行うことが求められます。言い換えれば、高齢者・障害のある方・子どもといった対象者ごとでなく、自分たちが住んでいる地域において、あるときは支える立場、あるときは支えてもらう立場で、誰もが自立した生活ができ、ここに住んでよかったですと感じられる地域をつくり上げるための機運づくりにしっかりと係わっていくことです。

今後は、現在行っている高齢者・障害のある方などへの福祉活動を引き続き計画的に進めていくことはもちろんですが、介護保険における一事業者としては、公益性の高い法人が行っていることを再認識する必要があり、さらに前述の「新しい地域福祉」を進めるための活動を積極的に行うことが求められます。あわせて、組織体制、安定した財政運営についても検討をする必要があり、長期計画は、このような観点から策定するものとします。

いうまでもなく長期計画は、策定することが目的ではなく長期的な基本方針を示すもので、10年という長い計画期間中には社会情勢の変化・国による施策の変更も十分予想され、柔軟な対応と、常に事業の実施状況を振り返りながら修正を加えていく必要があります。

おわりに本計画の策定にあたり、ご意見、ご提案をいただいた方、アンケート調査にご協力いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

北広島町社会福祉協議会  
会長 橋 渡 良 臣

# 目 次

---

はじめに

I	計画策定の背景と目的	1
II	計画の性格・位置づけ	2
III	計画の期間	3
IV	北広島町が策定している福祉に関する諸計画の概要ならびに課題等	
1	北広島町長期総合計画	3
2	次世代育成支援対策行動計画（後期）	3
3	第5期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	3
4	北広島町障害者福祉計画及び障害福祉計画	3
5	北広島町健康増進計画	5
V	現況把握のための調査等	
1	高齢者の意向調査	5
2	関係団体の意向調査	6
3	職員からの提案	6
VI	北広島町と本会における現状と問題点	6
VII	基本方針	
1	事業の優先順位について	8
2	地域の特性について	8
3	互助への取り組みについて	8
4	支所機能について	9
5	財政運営について	10
VIII	事業計画	11
	(資料)	資料 1～5
	(資料) 住民意向調査業務報告書	

## I 計画策定の背景と目的

平成17年4月に芸北、大朝、千代田及び豊平の4町社会福祉協議会が合併して新たに本会が発足した。4町社会福祉協議会ごとに事業が異なり、その調整をまず行うことに、相当な時間を費やした。

各事業の見直し、事務処理手続きの統一化、職員研修の実施等を行いながら、社会福祉協議会（以下「社協」という。）としての本題である「地域福祉」をどのように進めていくのか模索しつつ、毎年度、必要と思われる課題を掲げることが繰り返しながら8年間が経過した。

社協は市町村にひとつしか認められない公共性を持ちながらも民の立場で地域福祉を推進する団体であり、社会福祉事業を自ら企画実施するとともに「互助」という住民主体の福祉活動の機運づくりに積極的に係わるという重要な役割を担っている。しかしながら合併後においてこの重要課題への対応は、きわめて不十分であったといわざるを得ない。

この要因として、臨時職員を含めると100人を越える大所帯ではあるが介護保険事業に携わる職員が過半を占め、前述のような本来の重要な社協活動に携わる職員数が必ずしも十分とはいえない状況であったこと。また、地域ごとに社協や社会福祉への認識に大きな違いがあり、その対応に戸惑った職員が定型業務の枠の中でのみの業務遂行にならざるをえなかったことが考えられる。

しかしながら最大の要因は新生北広島町社協が「何を目指して、そのために何を・いつ・どうするのか」という長期的な基本方針が確立していなかったことにある。

町内の現況を見たとき、少子高齢化はますます進み高齢化率の伸びは鈍化しているものの、後期高齢者の比率は伸び続けている。一方、かつてあまり意識しなくても普通のこととして行われてきた「向こう三軒両隣」の助け合い、いわゆる「互助」の精神は極めて希薄となってきた。

「限界集落」という言葉が現実味を帯びてくる中、現在行っている高齢者などへの福祉活動、介護保険事業を引き続き計画的に進めていくことはもちろんのこと「互助」という住民主体の福祉活動についても、本会として積極的にかかわる責務がある。過去とは大きく様変わりした現状の中での「互助」をどう構築できるのか、その機運づくりのためには「何に・どう取り組むべきなのか」ということを新たな課題として加え、合わせて、組織体制に見直す点はないのか、安定した財政運営は可能なのかなどについても十分配慮した計画を策定し、今後の指針とする。

## II 計画の性格・位置づけ

地域福祉は行政・住民・福祉事業者・本会等が一体となって推進する必要があり、その中での本会の役割を明確にすることにより、今後の本会活動の基本となる計画と位置づける。

また、行政との連携は最も重要であるため、北広島町が策定済みの福祉に関する諸計画との整合性についても十分に配慮するものとする。

## III 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とする。ただし、後期高齢者の増加や少子化はますます進行することが予想され、加えて、政治・経済情勢の変化も予想されるため5年を経過した時点で見直しを行う。

## IV 北広島町が策定している福祉に関する諸計画の概要ならびに課題等

### 1 北広島町長期総合計画

北広島町のまちづくりのための基本となる計画であり、「健康で安心して暮らせるまちづくり」を主要施策である五つのまちづくりの展開方向のひとつとして掲げ「保育サービス等の充実・介護予防の推進・母子保健対策の充実・成人、老人保健対策の充実・歯科保健対策の充実・医療サービスの充実・人にやさしい街づくり・障害者福祉の充実」について総論的に述べている。

### 2 次世代育成支援対策行動計画（後期）

すべての子育て家庭を対象として、子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるもので、安心して妊娠・出産・育児ができ、親と子の心とからだの健康づくりを社会全体で支援するための「母子保健計画」をあわせたものとなっている。

子育て中の親からは「“地域で子育て”という環境を作ってほしい」。地域住民からは「“地域の子ども”として育てたい」という思いがあるなど、地域での子育てに双方積極的な気持ちがある。子どもに社会性をつける、保護者の負担を和らげる上で「地域力」を生かすことに重点を置く。

【現況と課題】子育てにおける負担感の軽減。子どもがのびのびと遊べる環境づくり。

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）。保育サービスの充実

**【課題 1】子どもと家庭を支える地域社会づくり**

家族・地域の子育て意識を育て、家庭の育児力を高める。また、子どもの生きる力を育てる「食育」「遊び」「体験」等を子育て支援センター・保育所等と連携を図りながら地域ぐるみで進める。

**【課題 2】世代間交流の促進**

子どもの豊かな社会性を育むため、保育所・学校・その他の機関において、縦割り保育の実践、老人クラブとの季節ごとの行事、施設訪問等に取り組む。また、交流を行い他世代とのふれあいにより、子どもたちの社会性・人間性の育成を図る。さらに、学校に地域の人たちが参加する「学校へ行こう」週間や祖父母学級など地域と学校・保護者の行事として位置付け継続する。

**3 第5期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画**

本町の65歳以上の高齢者人口の占める率は、平成23年度33.7%であり、今後、団塊の世代が高齢期を迎え、更に高齢化率が高くなることが予想される。このような状況下、医療を必要とする要介護者や認知症高齢者の増加、単身・高齢者のみ世帯の急増、住民間のつながりの希薄化と高齢者を取り巻く課題も大きく変化している。

今後、高齢者の生活を地域で支えるために、介護や医療の保険給付だけでなく、日常生活の場において、医療・介護・介護予防・住まい、生活支援の各サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要となり、本計画はこれらを総合的かつ体系的に推進する計画である。

基本理念として①高齢者が健康で生きがいのある豊かな生活を送り、長寿を喜べるまちにするため、介護予防の推進と生きがい対策をはかる。②高齢者の状況に応じて、適切に必要な介護サービスの提供ができるよう、多様なサービスの体制を整備する。

**【計画】**

- ・地域包括ケア体制の確立
- ・虐待防止等高齢者への支援の促進
- ・住宅・生活環境の整備
- ・介護予防施策の整備
- ・認知症高齢者支援施策の充実
- ・社会参加の促進・生きがい活動の推進

**4 北広島町障害者福祉計画及び障害福祉計画**

基本理念は「だれもが自分らしく、ともに安心して暮らせるまち」

障害者福祉施策は、措置制度から契約制度へと移行し、障害のある方が自らサービスを選択利用することができることとなった。平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害の種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう仕組みを一元化し、施設系及び在宅系のサービスが再編整理されるとともに、サービスの提供体制の中心が市町になって、福祉サービスの質と量を確保することとなった。

また、障害者の自立と社会参加を目的とした障害者基本法は、平成16年に改定され、障害者の権利擁護と差別の防止に努めながら障害者の福祉を増進することが国や自治体の責務とされた。その際、障害者の自立性を十分に尊重し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することが求められている。

これらの状況を踏まえながら、障害のある方はもちろん、すべての人が地域で安心して暮らしていけるための計画である。

**【現況と課題】 理解を深める**

住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、住民が障害について正しい理解を持ち、障害のある人が疎外感を感じることなく安心して生活できるよう、地域での支え合いの仕組みがしっかりとできること。

**【計画】 啓発の充実、福祉教育の推進、ボランティア活動の育成支援**

**【現況と課題】 福祉サービスの利用**

- ・アンケートでの意見「どんなサービスがあるのかよく分からない」「どのサービスが自分にあっているのかよく分からない」
- ・介助者の高齢化が進み公的支援が必要となっている。
- ・気軽に参加できて安心して過ごせる居場所、日中活動できる場所及び移動手段が必要。
- ・障害の程度や種類に応じて適切なサービス提供が求められる。

**【計画】**

- ・日常生活を支える福祉サービスの充実
- ・障害者福祉サービス事業者への支援
- ・障害者に対する経済的支援
- ・権利擁護の推進

**【現況と課題】 就労の支援**

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要な柱となる。就労希望者の大半が短時間の就労を希望している。

**【計画】**

- ・就労支援の充実
- ・障害者雇用促進

【現況と課題】 ふれあい・楽しむ地域活動の支援

交流・社会参加の場としてスポーツ教室やスポーツ大会を開催しているが、参加意欲の向上及び移動手手段の充実が求められている。

【計画】

- ・生涯学習・スポーツ活動等の推進
- ・障害者団体・グループの活動支援

## 5 北広島町健康増進計画

町民一人一人が「あなたにとっての健やかで心豊かな暮らし」を目指して、若者世代は「ゆめづくり・人づくり・元気づくり・プラス思考でまちづくり」を、ベテラン世代は「自分らしさの出せる 笑顔といきがいのある生活 ーごはんをおいしゅう食べて みんなでまめにやりましょうで！！ー」を掲げ健康づくりを行うこととなっている。

【現況と課題】 60歳代以上の運動不足

【計画】 地域ぐるみでの運動計画づくり。地域の自然や施設等の利活用

【現況と課題】 悩みのストレスの解消ができている（63.8%）、生き生きとした生活をしている人（73.0%）の率を高める

【計画】 趣味や楽しみを多く持ち、自分にあったストレス対処法を身につける。身近な相談相手や話し相手を増やす。そのためのリーダー・場所づくり。地域ぐるみで心の健康づくり活動

## V 現況把握のための調査等

### 1 高齢者の意向調査

これからの地域づくりに大きな影響があると思われる高齢者の意向について、調査員を本会の理事・監事・評議員にお願いし、面接形式によるアンケート調査を行った。

対象者は、一人暮らし老人及び老人のみの世帯(いずれも老人とは65歳以上の方)とし、4分の1程度の標本調査によるものとした。

結果的には、628件（22.3%）の有効回答を得ることができ、全体の意向を十分反映することができるものとする。この調査結果は、本書資料編に掲載する。なお、この調査の設計・データ入力・分析等については、その一部を外部委託とした。

さらに、平成18年本会が老人クラブを通じて実施した「高齢者等の実態・意向アンケート調査」についても活用を図る。

## 2 関係団体の意向調査

福祉関係の各団体については、意見・要望について提案を依頼し、「障害者支援センターさあくる家族会、北広島町ひまわり家族会、千代田手をつなぐ育成会、障がい児親の会(ぴゅあら)、陽だまり」から要望書が提出された。

また、民生委員・児童委員は、住民と直接係わっており、様々な方から色々な悩みや相談を受けているため、民生委員・児童委員協議会を通じて意見をいただいた。

## 3 職員からの提案

事業を執行する当事者である本会職員については、職務執行上感じていることや将来展望について全員からレポート形式により意見を聴取し様々な提案があった。

# VI 北広島町と本会における現状と問題点

Vの調査等により把握した現状から、長期的な取り組みが必要と思われる問題を以下のとおり抽出した。

## 1 事業

### ① 障害者

【現状】障害者関連のサービス・制度が総合的に不十分である。

〔問題〕・夜間に共同生活できる場所がない

- ・親無き後の支援体制がない
- ・生きがいを得る機会が少ない
- ・働く機会が確保されていない

### ② 在宅高齢者

【現状】在宅高齢者向けの柔軟なサービスが不十分である。

〔問題〕在宅高齢者は生活上・身体上のちょっとした躓きで在宅生活をあきらめざるを得ない。

### ③ 権利擁護

【現状】権利擁護に対応できる専門機関がない。

〔問題〕障害を持つ方や認知障害が生じたときに、自分の権利行使が保障されない。

### ④ 災害ボランティアセンター

【現状】災害に対応できるボランティアセンターが確立されていない。

〔問題〕災害時、行政、既存の組織・機構を超えたボランティアによる

大きな力を整理活用することができない。

⑤ 福祉団体

【現状】「福祉団体」の支援があいまいなままである。

[問題]・当該団体の自立に寄与していない。

・「福祉団体」の定義についてあいまいなままである。

2 組織・職員

① 評議員

【現状】評議員の選出方法が地域割りとなっている。

[問題] 社会福祉に関心のある方を広く募集する仕組みができていない。

② 支所

【現状】支所での窓口対応は有期雇用職員で行っているが個々人の資質に頼りきっている状態である。

[問題] 組織的な支所対応ができていない。

③ ビジョン

【現状】組織的なビジョンが無い。

[問題] チームとしての相乗効果のある業務遂行ができない。

④ 職務遂行能力

【現状】職員の職務遂行能力にばらつきがある。

[問題]・職務設計ができない。

・職務遂行能力と処遇のバランスがとれず勤労意欲に悪影響を与える。

・同一の業務指示であっても受け手により異なる処理が発生する。

⑤ 人権研修

【現状】福祉の仕事が人権に係わるにもかかわらず、これまで人権研修を行っておらず、行動規範も定めていない。

[問題] 人間の尊厳を意識した業務遂行ができない。

⑥ 恒常的時間外勤務

【現状】職員の「恒常的時間外勤務」が発生している。

[問題]・心身の疲労による業務ミスや創造性を阻害している。

・ストレスが嵩じて精神疾患になり職務に支障をきたしている。

・組織的なメンタルヘルス対策を行っていない。

3 その他

① よろず相談所

【現状】住民から本会が「生活のよろず相談所」と認識されていない。

[問題] 福祉課題を抱えた住民が解決に向けた第一歩を容易に踏み出せ

ない。

② 本会への信頼

【現状】「社協の公平性・中立性」に拘りすぎて、中途半端で小さく収まった事業をしている。

【問題】住民の本会に対する存在感・信頼感が薄い。

③ 介護保険事業者

【現状】介護保険の枠では、本会も介護保険事業者の一つである。

【問題】社協本来の仕事として、全町的視野に立った介護保険に関する提案・助言等を行いにくい。

## Ⅶ 基本方針

本会の現況を踏まえ、自分が住んでいる地域で、誰もが「ある時は支え、また、ある時は支えられながら」自立した生活が送れ、「私は地域（ここ）で暮らしたい」という願いが叶う地域づくりを目指し、以下の5点を今後の基本方針とする。

### 1 事業の優先順位について

財源・人員に限られる中で「すべて」の課題に対して「十分に」対応することはできない。したがって、本会がすべき事業であるか否かを見極め、さらに財源・人員の許す範囲で優先順位をつけながら実施すべき事業を決定していく。

### 2 地域特性について

合併前の4町では方針・施策に違いがあり、同様に福祉サービスを利用する住民感覚にも大きな違いがあると感じている。一方、社協は公平性・中立性が求められるとの観点から、合併による地域間の偏りがあることを承知しながらも各種の事業を平均的に取り組んできた。

このことが、結果として地域との中途半端な係わりを生み、小さく収まった事業実施となり、地域ごとの異なるニーズに対応でききれず本会の存在感・信頼感が希薄となった大きな要因と考えられる。

今後は、一律であることよりも各地域の特性に対応し、それぞれの地域に何が必要なのかを見極め、他地域のモデルとなれるような関わりから、全町的な活性化が生まれるような事業を実施していく。

### 3 互助への取り組みについて

高齢化率の伸びは鈍化しているものの、後期高齢者の比率は伸び続けて

いる。このことが一人暮らし老人や高齢者だけの世帯の増加につながり総世帯数の約32.9%（総世帯数8,386世帯、1人世帯1,652世帯、複数世帯1,110世帯、平成25年1月末現在）を占めるに至っている。

加えて、従来、地域における諸活動の中心的な担い手であった青壮年層は、勤務形態等の多様化、低経済成長の下、非常に忙しい生活を強いられ、地域の担い手となりにくい状況である。

このようなことから、かつて日常的であった。「おすそ分けなど向こう三軒両隣の助け合い」、「講中組織による葬儀」、「道普請」等の共同作業などができなくなった、あるいはできにくくなったという地域が多くなっており、まさに「限界集落」という言葉が現実味を帯びてきた。

加えて、厳しい財政状況などから地域福祉の主体をいつまでも行政に頼ることができなくなり、これからの地域福祉は「住民と行政の協働による新たな支え合い（共助）による福祉」が求められることとなってきた。

このように地域の状況も過去とは大きく様変わりしたなかで、「新しい地域福祉」言い換えれば、高齢者、障害のある方、子どもといった対象者ごとではなく自分たちが住んでいる地域で、あるときは支える立場で、あるときは支えてもらう立場で、誰もが自立した生活がおくれ、ここに住んでよかったと感じられるような地域づくりを進めるための助言、援助などを積極的に行っていかなければならない。

幸いにも、先般のアンケートでは、現在、地域の方から買い物・送迎など何らかの手助けを受けていると回答された460人のうち122人の方が自分も「近所に何らかのお手伝いができる」と回答され互助の土壌はあると思われる。

また、全地域を一律に行うことは困難と考えられるため、先行モデル的に数地域から始めることが現実的であろう。

加えて、地域とのきめ細かな連携を考えると、組織の問題とも関連するが、地域の要望にすばやく対応でき、かつ、適切な助言・援助のできる業務を特定せず柔軟な対応ができる職員の配置が不可欠である。また、大学や専門機関等からの指導および退職者やボランティア等地域住民の力を得ながら、指導的立場での能力が発揮できるような職員の育成が急務である。

#### 4 支所機能について

合併当時、本所・支所の機能をどのようにするかは相当検討されたものであり、結果として職員数・事務量から本所に機能を集中させる方式が決定された。

このことは、結果として支所がある地域の住民からは、本会が遠く、存在感が薄いと感じられることとなった。

しかしながら、現状の職員や財源で支所機能を充実させることは、本所機能を著しく低下させることにつながり、現実的でない。

このため、現体制のままで本所とのすばやい連携が取れるようなハード・ソフトの整備、本会職員が出向いて連絡調整を行う必要がある。

また、支所での窓口対応は有期雇用職員で行っているが個々人の資質に頼りきっており、身分の安定のための給与改善策と研修が必要である。

## 5 財政運営について

本会の事業を継続して安定的に行うためには、そのための財源確保が最重要課題である。とりわけ自主財源の比率を高めることが求められている。

平成17年度以降の一般会計（介護保険事業を含む。）における期末支払資金残高は1億6千万円前後の額で推移している。

また、この間、福祉基金を中心に8千万円余の基金積み立てをしており概ね安定した財政運営だったといえる。

しかしながら、前述の自主財源を見てみると会費が3百万円程度、一般寄付金が8百万円程度と収入全体に占める率は極めて低い。一方で、社協本来の事業を行うための法人運営事業部門の大半を占める人件費については、そのほとんどを町からの補助金に頼っている。

これらの財源の推移を見たとき、一般寄付金については漸減の傾向にあり、町補助金については、合併当初から見ると1千万円程度減額となったもののルール化した算定方法により、直近4年間は8千万円程度の額を確保していただいております。今後とも本会活動にご理解を頂き、継続的な財政援助をお願いするものである。

一般寄付金については、福祉基金への積み立て、地域協議会への配分、大型事務備品の購入等に充当するなど、有効に活用させて頂いたところであるが残念ながら住民の皆さんにはその意が十分に伝わっていない。今後は、ご寄附いただいた主旨により応えることのできる事業への充当に配慮するとともに「どんなことでもまず相談してみようか」と本当に身近で頼りがいのある存在になることが大きな課題であり、このことは、今後会費の増額をお願いするとしても同様に重要な課題である。

また、基本方針の3に掲げた「互助への取り組み」を進めるためには、業務を特定せず柔軟な対応ができる職員の設置が不可欠であり、当該職員の育成も考えると短期間に成果が上がるものでもない。このため長期にわたる人件費としての安定財源が必要であり、町当局に特段のご理解を頂くことにより補助金の増額をお願いしたい。なお、新たな互助を進めること

は「地域の活性化」とも大きく関係する課題であり、町におかれては「地域活性化対策」を新たな大きな施策として掲げておられるので、連携しながらの取り組みを進める意味からも是非ご理解いただけるよう努力する。

## **VIII 事業計画**

社協が行う事業は、制度に定められていなくても住民が現に困っていれば対応しなければならないことも多く、ここでは総論を述べるにとどめ具体的な事業実施については3年程度の年次計画を別に定め、その計画をローリング形式で毎年度見直すことにより修正・追加等行うものとする。

### **1 事業**

#### **① 障害者支援**

多様性がある障害者のニーズに対して、きめ細かく柔軟に対応できるようにしていく。また、それらを公的サービスに結びつけるようにする。

#### **② 在宅生活支援**

心身の衰えにより自宅生活を「あきらめる」ことが発生しないような「隙間対応」に取り組んで行く。

#### **③ 権利擁護**

本町には「権利擁護」に関する専門機関がない。本会が法人後見人となり、障害や認知症により自分の権利を行使できない方を支援していく。

#### **④ 災害ボランティアセンター**

災害時に大きな力となるボランティアが活動できるための災害ボランティアセンター体制を作っていく。

#### **⑤ 福祉団体**

本会が事務局を担当するなどの係わりを行ってきた「福祉団体」について、自立に寄与しているのか、また、「福祉団体」の定義についても再考する。

### **2 組織・職員**

#### **① 評議員**

評議員の選出方法が地域割りとなっているが、より幅広く社会福祉に関心のある方を求めるため、評議員の一部を「公募制」にすることを検

討する。

## ② 職員資質

職員の資質向上のためには各種の研修が必要であり、とりわけ福祉の仕事は人権に係わる事であるため人権研修が重要で、いずれも計画性を持って継続的に行う必要があり、あわせて、早急に行動規範を定め職員がその意図するところを十分理解したうえでの遵守を徹底する。

## ③ コミュニティワーカーと企画部門の設置

本会が「生活のよろず相談所」となるために、多様化・複層化する生活課題や地域課題に柔軟に即応できる担当業務に縛られない職員の配置が望まれる。さらに、今後、重要な課題である「互助」の定着する地域づくりを進めるためにもコミュニティワークを担当する職員が必要である。また、定型業務遂行部門との区分を各職種において設置していく。

## ④ 仕事のやりがい

人事考課制度の評価手法などの熟度を高め、職務および職務遂行能力に見合った処遇が適確に運用できるようにする。

また、恒常的な時間外勤務について、適正人員の把握による適正配置を行っていく。

## ⑤ メンタルヘルス

組織としてのメンタルヘルス対策が欠けており、相談等にかかわってもらふ委託の専門相談機関を設けることとあわせて職場内で「自分ひとりで悩みを抱え込まず」気軽に相談できるような職場づくりに取り組む。

## 3 その他

### ① 介護保険事業

民間事業者が定着しにくい中山間地域にあつて社協が介護保険の一業者であることの存在意義を再確認するとともに、全町的視野に立った提案・助言等については他事業者に対し社協本来の仕事であるとの理解を求める。

(資料)

◇ 北広島町社会福祉協議会

北広島町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、平成 17(2005)年 2 月、芸北町、大朝町、千代田町、豊平町の 4 町合併に伴い、各町社会福祉協議会が同年 4 月に合併し現在にいたっている。

◇ 北広島町の環境

北広島町の面積は約 650 km<sup>2</sup>と広島県の町では最も広い。芸北地域は標高 1,000m 級の山々があり 600m から 700m の高原に集落地がある。また、大朝地域は標高 400m 前後に平地部が広がる高原状の地形を成し、千代田地域は江の川沿いにまとまった平地が盆地状に広がり、豊平地域は山々に抱かれながら集落地が点在するなど、多様な地形である。

気候は、降水量が多く、冬期はその傾向が強い。町域が広く標高差も大きいため気候の地域差も大きい。特に、芸北地域では積雪量が多く、生活に大きな影響を与えている。

北広島町の人口のほぼ半数が千代田地域である。人口減少傾向は続いている。

◇ 本会組織（平成 25 年 2 月末現在）

◆ 役員・評議員（会長・副会長以外あいうえお順）

理事（12 名）				
会長：橋渡 良臣		副会長：藤田 千紀枝		
朝枝 喜代香	石橋 源郎	植木 多美江	榎畑 隆司	久茂谷美保之
清水 孝幸	深井 隆爾	堀内 健	薬師 勝	安川 允子
監事（2 名）				
神川 潔	森藤 岑生			
評議員（25 名）				
芥川 聖子	池神 隆	池田 円	石川 洋子	今子 ひとみ
岩崎 淑恵	榎 三千男	岡本 等	小川 亮三	沖野 靖子
大佛 峰子	清中 英樹	郷田 純子	河野 政邦	下杉 美智
高藤 昇	立川 崇昭	栃藪 芳江	信上 正秀	花木 利明
前川 実	松田 麗子	村竹 和彦	森 三郎	行井 秀一

◆ 事務局

4 課（総務課、地域福祉課、介護事業 1 課、介護事業 2 課）3 支所（芸北、千代田、豊平）体制

◇ 北広島町の人口と世帯数の推移

		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		
(a) 人口	計	21,929		20,857		19,960		
	芸北	2,958		2,756		2,440		
	大朝	3,782		3,437		3,170		
	千代田	10,721		10,542		10,552		
	豊平	4,468		4,122		3,807		
(b) 65歳以上人口	率 (b) ÷ (a)	計／率	6,991	31.9%	6,916	33.2%	6,981	34.9%
		芸北	1,105	37.4%	1,097	39.8%	1,033	42.3%
		大朝	1,176	31.1%	1,132	32.9%	1,136	35.8%
		千代田	2,915	27.2%	2,947	28.0%	3,151	29.8%
		豊平	1,795	40.2%	1,740	42.2%	1,661	43.6%
(c) 75歳以上人口	率 (c) ÷ (a)	計／率	3,322	15.1%	3,838	18.4%	4,355	21.8%
		芸北	484	16.4%	589	21.3%	657	26.9%
		大朝	613	16.2%	670	19.5%	689	21.7%
		千代田	1,392	13.0%	1,596	15.1%	1,952	18.5%
		豊平	833	18.6%	973	23.6%	1,057	27.8%
世帯数	計 (d)	7,844		7,894		7,699		
	芸北	1,035		1,018		952		
	大朝	1,363		1,278		1,193		
	千代田	3,796		3,963		4,028		
	豊平	1,650		1,635		1,526		
(e) 65歳以上のみ 世帯数 $\%=(e)/(d)$		1,066	13.6%	1,085	13.7%	1,101	14.3%	
(f) 75歳以上のみ 世帯数 $\%=(f)/(d)$		272	3.5%	386	4.9%	514	6.7%	

(国勢調査から)

◇ 北広島町内の障害者サービス (平成 25 年 1 月末現在)

名称	サービス内容など	所在地域	
障害者支援センターさあくる	就労継続支援 B 型 生活介護 日中一時支援	芸北	
やまゆり短期入所生活介護事業所	短期入所		
北広島町社協訪問介護事業所	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	大朝	
ぴいぱぶワークショップ	就労促進事業所	千代田	
千代田病院	精神病床		
千代田病院デイケア「いさりび」	デイケア		
千代田病共同住居「かえで荘」	共同住居		
グループホームねむのき	グループホーム		
「正寿園」短期入所生活介護事業所	短期入所 日中一時支援		
ソーシャルクラブひまわり会	社会参加・交流の場		
あけぼの訪問介護事業所	居宅介護 重度訪問介護 移動支援		
太田川学園豊平作業所	就労継続支援 B 型		豊平
ゆりかご荘ホームヘルプセンター	日中一時支援		
ゆりかご荘訪問介護事業所	居宅介護		

◇ 北広島町内の障害者関係団体 (平成 25 年 1 月末現在、本会把握分)

団体名	構成など
さあくる保護者会	障害者支援センターさあくる利用者の保護者
保護者会 陽だまり	障害児者の保護者
千代田手をつなぐ育成会	障害児者の保護者
ぴいぱぶワークショップ 保護者会	ぴいぱぶワークショップ利用者の保護者
障害児親の会 ぴゅあら	障害児の保護者
ひまわり家族会	障害児者の保護者
北広島町身体障害者団体 連合会	身体障害者手帳保持者

◇ 北広島町の要介護者数 (単位：人)

区分	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
要支援 1	125	130	117	124	111
要支援 2	216	242	210	153	191
要介護 1	256	248	241	260	276
要介護 2	270	275	272	281	302
要介護 3	211	227	222	228	237
要介護 4	211	196	204	206	201
要介護 5	169	195	189	186	207
計	1,458	1,513	1,455	1,438	1,525

(第 5 期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画から)

◇ 寄付金収入金額ならびに用途

年度	収入金額(円)	主な用途
17	8,536,995	地域活動事業助成金 1,850 千円
18	9,055,543	地域活動事業助成金 1,150 千円
19	8,130,287	
20	8,077,518	車両購入費 約 2,800 千円 ヘルパー養成事業他事業費 約 1,330 千円 各地域協議会配分 4,000 千円
21	8,619,390	高速カラープリンター購入費 約 3,890 千円 ヘルパー養成事業他事業費 約 630 千円 各地域協議会配分 4,000 千円
22	8,048,410	災害積立金 5,000 千円 各地域協議会配分 4,000 千円
23	7,118,500	災害積立金 5,000 千円 サーバ・ネットワークシステム 約 4,780 千円 ※ 繰越金を充当

◇ 当期末支払資金残高（主要事業分）の推移 （単位：千円）

年度	法人運営	居宅介護	訪問介護	通 所	GH(※)	障害訪問	総 額
17	53,032	12,404	23,007	22,116	27,371	4,886	156,069
18	12,433	15,389	14,473	22,420	23,969	6,146	108,225
19	14,796	16,349	15,671	25,853	32,841	8,186	122,725
20	14,862	18,313	20,342	30,197	41,867	8,839	137,093
21	15,089	21,878	25,918	27,690	43,007	9,952	146,579
22	15,090	20,544	25,387	19,088	44,706	10,340	138,219
23	9,361	20,611	30,393	15,712	49,086	10,461	138,542

※ GH=グループホーム

◇ 一般会計の推移 （単位：千円）

年度	流動資産	流動負債	正味運転 資金※	純資産	事業活動 収支差額	次期繰越活動 収支差額
17	206,124	20,218	185,906	282,375	31,236	260,699
18	155,598	19,516	136,082	286,581	6,582	204,715
19	166,824	13,982	152,842	303,925	17,583	217,844
20	180,946	13,923	167,023	318,392	14,618	233,666
21	192,508	15,541	176,967	329,634	11,816	244,851
22	186,216	18,443	167,773	326,471	▲5,008	235,051
23	185,264	20,027	165,237	332,084	3,062	236,950

※ 正味運転資金：日常の資金繰り（流動資産－流動負債）

◇ 積立金 （平成 24 年 3 月末現在）

名 称	金額（単位：千円）
グループホーム修繕積立金	10,000
葬具備品等購入積立金	2,000
退職積立金	5,010
福祉基金積立金	45,000
民生福祉資金積立金	7,000
災害積立金	10,000
その他（基本財産）	3,022
合 計	82,032